

駐車禁止除外指定車標章の再交付申請手続き

様式の名称	駐車禁止除外指定車標章再交付申請書（別記様式第1号の8）
受付期間等	<p>受付期間：月曜日から金曜日（祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く。）</p> <p>受付時間：午前9時から午後5時45分まで</p> <p>交付までの期間：申請から5日（行政庁の休日を除く。）以内</p>
受付場所	<p>大阪府下の警察署（大阪水上警察署及び関西空港警察署を除く。）交通課</p> <p>又は大阪府警察本部交通部交通規制課</p>
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車禁止除外指定車標章再交付申請書 （ホームページからダウンロードできます。）</li> <li>・ てん末書（申請時に、窓口でお渡しします。）</li> </ul> <p>&lt;代理人が申請される場合&gt;</p> <p>上記に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩行困難者等又はその保護者から再交付申請の委任が確認できる書類</li> </ul> <p>※ その他、審査に必要な資料の提出を求めることがあります。</p>
手数料	無料
備考	<p>公安委員会から交付されている駐車禁止除外指定車標章を紛失したり、盗難被害に遭った場合等に再交付申請することができます。</p> <p>速やかに紛失や盗難の届け出をしてください。</p> <p>詳しくは、大阪府下の警察署又は大阪府警察本部交通部交通規制課にお問い合わせください。</p>